

都市計画区域を次のように変更する。

## 1. 都市計画区域の名称

白石都市計画区域

## 2. 都市計画区域に含まれる土地の区域

佐賀県杵島郡白石町の行政区域の全域

## 3. 変更理由

白石都市計画区域は、昭和 31 年に旧白石町の一部を都市計画区域に指定している。

その後、平成 17 年 1 月 1 日に旧白石町、旧福富町、旧有明町の 3 つの町が合併し、現在の白石町となっている。

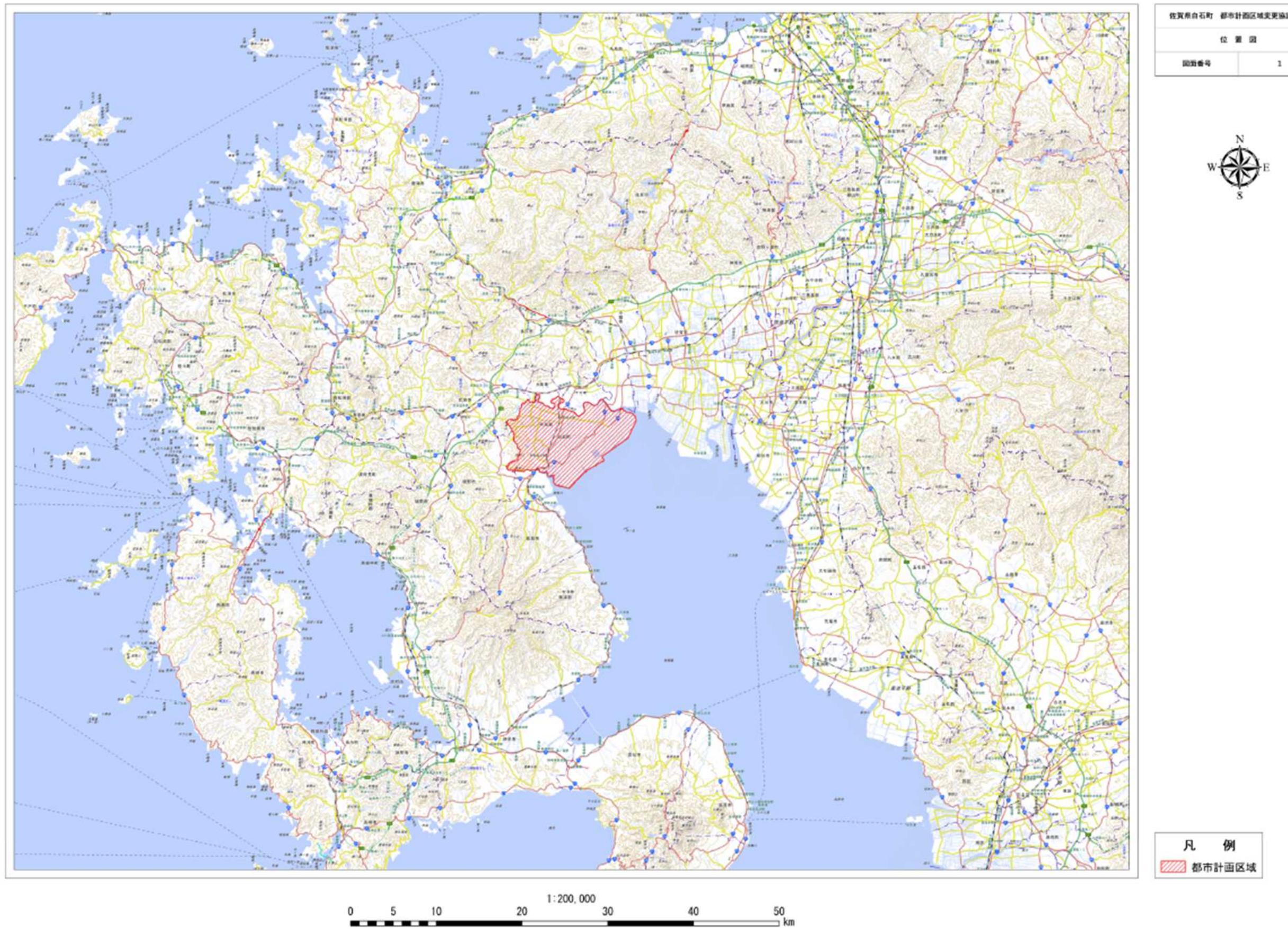
今回、区域拡大を行う白石地域の一部や福富、有明地域は、優良な田園環境と、その周辺の住環境が共存する地域であるが、令和 3 年に有明海沿岸道路福富 IC が都市計画区域外に整備され、IC の供用による拠点性向上が期待される反面、IC 周辺地域での開発が増加しており、今後も開発圧力が一層高まることが予想される。

今後、地域における無秩序な開発を抑制し、優良な田園環境の保全を図るとともに、田園地域周辺については、良好な住環境の形成を目的とする土地利用の誘導を図っていく必要がある。

また、平成 22 年度に策定した白石町都市計画マスタープランでは、「豊かな田園・集落と人が末永く共生するまち」を将来像として、豊かな田園と自然環境が調和し、町民誰もが生活の快適性と利便性を享受して、ゆとりとうるおいを感じることができるまちづくりを進めることとしており、今後、町全域で一体的なまちづくり、特に都市計画行政の円滑な推進を図るためにも、都市計画区域を町全域に拡大し、本町の実情に応じた適切な都市計画行政を推進していく必要がある。

以上のことにより、白石町全域を一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要があるため、都市計画区域を変更するものである。

(3)位置図



# 白石都市計画図 総括図

S = 1 : 20,000

